

第 16 回全日本ホルスタイン共進会規則

制定	令和 4 年	8 月 2 9 日
改正	令和 4 年 1 1 月	1 8 日
改正	令和 5 年	3 月 1 7 日
改正	令和 5 年 1 1 月	1 3 日
改正	令和 6 年 1 1 月	2 2 日
改正	令和 7 年	3 月 2 1 日

第 1 章 総 則

(会名・目的)

第 1 条 この共進会は第 16 回全日本ホルスタイン共進会（以下、「共進会」という。）と言
い、わが国ホルスタイン種及びジャージー種の改良方針に沿って改良を進めている都
道府県代表のそれぞれの種牛を一堂に集め、その水準を広く示し、もって改良増殖の推
進に資し、あわせて堅実な酪農業の伸展を期することを目的とする。

(主催・会期)

第 2 条 この共進会は一般社団法人日本ホルスタイン登録協会が主催する。ただし、ジャ
ーシー種の部については日本ジャージー登録協会が担当する。その期間は令和 7 年 4 月
1 日から令和 7 年 10 月 26 日までとし、会期を分けて第 1 期及び第 2 期とする。

第 1 期は令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 9 月 28 日までとし、出品牛について現地審
査を行う。

第 2 期は令和 7 年 9 月 29 日から令和 7 年 10 月 26 日までとし、同年 10 月 25 日から
同年 10 月 26 日までの 2 日間、次項の日程により北海道勇払郡安平町において集合審
査を行う。

なお、この規則において、特に記載のないときは第 2 期の集合審査を指す。

2. 集合審査における日程は次のとおりとする。

令和 7 年 10 月 25 日(土) 開会式、審査・講評

同 10 月 26 日(日) 審査・講評、最高位・名誉賞決定審査、閉会式

(事 務 所)

第 3 条 この共進会の事務所は両登録協会内並びに北海道ホルスタイン農業協同組合内に
置く。ただし、会期中は会場内に移す。

第 2 章 出 品

(出品区分・出品頭数)

第 4 条 第 1 期の出品牛は、第 6 条に掲げる出品牛の資格を備える見込みのものとする。

2. この共進会出品区分は、別表のとおり、ホルスタイン種 16 部、ジャージー種 4 部の計 20 部とする。

なお、出品区分の基礎となる年齢は、生年月日を第 1 日とし、令和 7 年 9 月 30 日をもって算定する。

3. 出品区分の J サイア娘牛とは、わが国の後代検定事業に参加している種雄牛を父にもつものをいう。

4. 出品頭数はホルスタイン種 368 頭、ジャージー種 32 頭の計 400 頭以内とする。

ただし、ホルスタイン種牛の出品内訳は、都道府県一般割当枠 276 頭、J サイア娘牛出品枠 72 頭、高等学校特別出品枠 20 頭とする。

なお、高等学校特別出品枠については、その割当頭数を超えたときにあっては、これを認めることができる。また、この出品枠にジャージー種を含めることができる。

(1) J サイア娘牛の部への出品枠及び高等学校特別枠は各ブロックに割当てて。

(2) 高等学校特別枠は、都道府県一般割当枠及び J サイア娘牛出品枠に出品しない高等学校に割当て、1 校 1 頭とする。なお、高等学校特別枠による牛は該当する月（年）齢の部に出品する。

(出品の制限)

第 5 条 出品は、ホルスタイン種牛一般枠にあっては 1 戸 2 頭以内とするが、出品する各都道府県がやむを得ないと認めたときはこの限りではない。

2. 各都道府県一般割当枠の品種別出品の過半数は、経産牛でなければならない。

(出品牛の資格)

第 6 条 出品牛は、国内産のホルスタイン種又はジャージー種の血統登録雌牛で、次の条件を備えたものとする。

また、受精卵移植による生産牛の出品にあっては、その牛の血統登録時の所有者の居住する都道府県を産地として取扱う。

(1) ホルスタイン種の未經産牛は、自県産とする。

(2) ホルスタイン種の経産牛は、国内産とする。

(3) ジャージー種の出品牛は、国内産とする。

(4) 出品牛は、出品者の飼養期間を設けない。ただし、出品者は、出品牛を所有する者又はその同一家族とする。

(5) 未經産牛で生後 20 月以上のものは、妊娠確実であるもの。なお、種付けの日を含めて 180 日以上で早産又は流産したものは、経産牛として扱う。

2. 出品牛は、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（以下「特別措置法」という）第 9 条に規定する所定の耳標を装着しているものとする。

3. 出品牛又は母牛に係わる条件は次のとおりとする。

(1) 22 月未満未経産牛は、母牛が検定成績証明申込中又は証明済みのもの。

ただし、母牛が未経産牛の場合は、出品牛がゲノミック評価成績を有し、かつ祖母が検定成績証明済みのものに限る。輸入受精卵によって生産された出品牛の母牛の検定成績及びゲノミック評価成績は、当該外国登録団体が発行する証明書により判定する。

(2) 30 月未満経産牛は、本牛が検定成績証明申込中のもの。

(3) 30 月以上 48 月未満経産牛は、本牛が検定成績証明申込中又は証明済みのもの。

(4) 48 月以上経産牛は、本牛が検定成績証明済みのもの。

4. 自然災害等によって、出品牛の検定条件に著しく支障をきたしたとして、会長がこれを認めたときは、本条第 3 項の検定成績証明の条件について特例的に取扱う。

(出品の申込)

第 7 条 第 1 期に出品する者は、令和 7 年 3 月 31 日までに当該都道府県の登録取扱団体（以下、「都道府県団体」という。）に申込みものとする。

2. 都道府県団体は、第 1 期の出品申込牛について、予め割当てられた第 2 期出品頭数の概ね 3 倍の範囲内において審査選定の上、その選定一覧表を令和 7 年 7 月 31 日まで共進会事務所に送付する。

3. 都道府県団体は、前項によって選定したものの中から、第 2 期出品割当頭数の範囲内において出品牛を選定し、その出品申込書及び登録証明書の写各 1 通を令和 7 年 9 月 29 日までに共進会事務所に送付する。

(出 品)

第 8 条 出品牛は開会前日（令和 7 年 10 月 24 日）12 時までに会場に搬入し、会期中は搬出することができない。ただし、特別な事情があるときは協議の上、処理する。

2. 搬出は主催者の指示によって行う。

3. 出品牛の飼養地から審査会場、審査会場から飼養地への搬入、搬出に際しては特別措置法第 3 条第 2 項に規定する飼養施設の変更の届けを行う。

第 9 条 出品者は搬入の際、登録証明書及び別に定める「第 16 回全日本ホルスタイン共進会衛生対策要領」に関する証明書等を提出しなければならない。生後 20 月以上の未経産牛は妊娠確認書を添付する。

第 10 条 出品牛搬入の際、前条による証明書等の点検を行うと同時に必要な検査を行い、疾病、悪癖等によって他に危害を及ぼす事故の恐れがあると認められるものは出品させない。

2. 出品期間中、前項の事故を生じたものは場外に搬出する。

第 11 条 出品者は、この共進会で交付された帽子等をつけなければならない。

(出品作法の遵守)

第 12 条 出品者は出品牛の欠点を隠す目的で体型を調整したり、牛体のいかなる部分でも施術によって改変したり、その他不正行為によって自らの栄誉と共進会の権威を傷つけてはならない。なお、特に守るべき出品作法については別に定める。

2. 理由の如何を問わず審査を妨害する行為があってはならない。

(出品牛の安全)

第 13 条 この共進会は出品牛の安全について極力努めるが、不可抗力による損害はその責を負わない。

(経 費)

第 14 条 出品牛の飼料費及びその他出品に要する経費は、出品者の負担とする。

第 3 章 審査及び褒賞

(審 査)

第 15 条 審査は、ホルスタイン種、ジャージー種ともそれぞれの登録協会が定めている審査標準に準拠して出品牛全頭について行う。

2. 第 1 期の審査は第 30 条に掲げる都道府県の出品委員が参加して行い、第 2 期の審査は第 28 条に掲げる審査委員が行う。

第 16 条 第 2 期の審査は令和 7 年 10 月 25 日 8 時に開始し、同年 10 月 26 日 13 時に終了する。

(褒 賞)

第 17 条 審査の結果出品牛全部に対し、下表によって賞状及び賞品を贈る。特に成績優秀なものがあるときは、第 1～6 部、第 7～13 部、第 14～16 部、第 17～20 部の計 4 部門から、それぞれ名誉賞と準名誉賞を選賞する。

2. 名誉賞の中から最高位賞 1 点を選賞する。

3. 第 7 部～16 部、第 19～20 部の各部において、ベストアダー、セカンドベストアダー各 1 点を選賞する。

4. 第 11～16 部、第 20 部の各部において、1 等賞以上の中から S C M 乳量の最高位に対して、ベストプロダクション各 1 点を選賞する。

5. 学校や試験研究機関等から出品されたものは、農林水産大臣賞及び畜産局長賞の対象にならない。

6. 高等学校から出品されたものに対して、特別賞を贈呈することがある。

(1) 部別褒賞点数

品 種	未経産 経 産	部 別	区 分	最 高 位 賞	名 誉 賞	準 名 誉 賞	優 等 賞	1 等 賞	2 等 賞	ベ ス ト ア ダ ー	セ カ ン ド ベ ス ト ア ダ ー	ベ ス ト プ ロ ダ ク シ ョ ン	
ホ ル ス タ イ ン	未経産 (6)	第 1 部	10～12月未満	(1)	(1)	(1)	30%	30%	40%				
		第 2 部	12～14月未満										
		第 3 部	14～16月未満										
		第 4 部	16～18月未満										
		第 5 部	18～20月未満										
		第 6 部	20～22月未満										
	経 産 (10)	第 7 部	36月未満		(1)	(1)				(1)	(1)	(1)	
		第 8 部	28月未満								(1)	(1)	
		第 9 部	28～32月未満								(1)	(1)	
		第 10 部	32～36月未満								(1)	(1)	
		第 11 部	36～48月未満		(1)	(1)				(1)	(1)	(1)	
		第 12 部	36～42月未満							(1)	(1)	(1)	
		第 13 部	42～48月未満							(1)	(1)	(1)	
		第 14 部	4～5歳未満							(1)	(1)	(1)	
		第 15 部	5～6歳未満							(1)	(1)	(1)	
		第 16 部	6歳以上							(1)	(1)	(1)	
ジ ャ ー ジ ー	未経産 (2)	第 17 部	10～16月未満	(1)	(1)								
		第 18 部	16～22月未満										
	経 産 (2)	第 19 部	36月未満			(1)	(1)						
		第 20 部	36月以上			(1)	(1)	(1)					
合 計 (点数)				(1)	(4)	(4)	120	120	80	(12)	(12)	(7)	

注 1) 第 1 部、第 7 部、第 11 部は J サイア娘牛の部とする。

注 2) 出品頭数に基づき概ね表の割合によって褒賞する。

(2) 入賞リボン

入賞リボンは以下のとおりとする。ただし、事情によって変更することがある。

賞名	最高位	名誉賞	準名誉賞	優等賞	1 等賞	2 等賞	特別賞
色	紫	白	水	黄	青	赤	桃、白、緑

第 18 条 出品者は出品牛の審査を拒み、または再審査を要求し、若しくは審査の決定に対し、異議を申し立て褒賞の授与を辞退または拒むことはできない。不正行為または誤りによって褒賞を受けたことを発見した場合には、その褒賞を取消す。

第 4 章 会場及び参観

(開場・閉場)

第 19 条 開場は毎日 7 時 30 分とし、閉場は 18 時とする。ただし、都合によりこれを変更し、または参観を停止することがある。

(会場の保全)

第 20 条 会場内の秩序維持及び出品牛の安全のため警備員を配置するほか、開場施設の保全に極力努める。

第 21 条 会場内秩序を乱し、会の進行を妨げる恐れがあると認めたものは、入場を拒み、退場させることがある。

第 5 章 出品に対する負担金

(出品負担金の納入)

第 22 条 参加都道府県はこの共進会に対し出品負担金を納入する。ただし、納入された出品負担金は理由の如何にかかわらず返金しない。

(出品負担金の基準)

第 23 条 前条の出品負担金は次の基準に基づく金額とする。なお、計算の基礎となる各都道府県における出品頭数には、ホルスタイン種一般の部、J サイア娘牛の部及びジャージー種の部による頭数を加算する。

(1) 出品負担金は、出品申込牛(第 7 条第 3 項による) 1 頭当たり 50,000 円とする。
ただし、高等学校特別枠による出品に対しては、出品負担金を免除する。

(出品負担金の納入期限)

第 24 条 出品負担金の納入期限は令和 7 年 8 月 29 日とする。

第 6 章 事 務

(役 職 員)

第 25 条 この共進会に次の役員をおく。

会 長	1 名
副 会 長	若干名
総務委員長	1 名
総務副委員長	1 名
評 議 員	若干名

2. 会長は、日本ホルスタイン登録協会会長が就任し、会務を総理する。

3. 副会長は、日本ホルスタイン登録協会副会長及び日本ジャージー登録協会会長をこれにあて、会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代理する。

4. 総務委員長は、日本ホルスタイン登録協会専務理事をこれにあて、会長の命を受け会務を掌理する。

5. 総務副委員長は、日本ホルスタイン登録協会北海道支局長をこれにあて、総務委員長を補佐し、総務委員長に事故ある時はこれを代理する。

6. 評議員は、日本ホルスタイン登録協会役員及び日本ジャージー登録協会副会長をこれにあて、共進会の運営に参画し、渉外等を担当する。

第 26 条 この共進会に参与を置く。参与は参加都道府県の主務課長をこれにあてる。

第 27 条 この共進会に顧問を置くことができる。顧問は会長が委嘱する。

第 28 条 この共進会に次の審査委員を置く。会長は審査委員を任命または委嘱する。審査委員のうち 1 名がホルスタイン種の部を、他 1 名がジャージー種の部を担当し、相互にそれぞれの部の審査を補佐するものとする。

審査委員長	1 名
審査委員	2 名

第 29 条 この共進会に次の事務委員を置く。会長は事務委員を任命または委嘱する。

事務委員長	1 名
事務委員	若干名
獣医師	若干名

2. 事務委員長は総務委員長の指揮を受け事務を掌理する。

3. 事務委員は事務委員長の指揮を受け事務を分掌する。

4. 獣医師は事務委員長の指揮を受け衛生業務を担当する。

第 30 条 この共進会に出品委員若干名を置く。

2. 出品委員は都道府県の公務員又は協会の支部・承認団体、農業団体の役職員の内から、支部承認団体長が都道府県と協議して推薦し、これを会長が委嘱する。

3. 出品委員は出品牛の選定及び飼養管理等の指導、共進会の運営に関して、本共進会との連絡交渉を行う。

(処 務)

第 31 条 処務に関する細則は別に定める。

第 32 条 この規則に定めていない事項は会長がこれを決める。

第16回全日本ホルスタイン共進会 部別出品内訳並びに出品牛資格等

区 別	生年月日の範囲	頭数 400	産 地	検定成績証明 ゲノミック評価
-----	---------	-----------	-----	-------------------

[ホルスタイン種雌牛]

基準日

(注9)

(注2)

令和7年9月30日 (注1)

(注3)

(注5)

(注6)

(注8)

未 経 産	第1部	Jサイア娘牛	10月以上12月未満	令和6年10月1日 ~ 令和6年11月30日	24	自 県 産	母牛が検定成績証明申 込中（又は証明済） ただし、母牛が未経産の 場合は、出品牛がゲノミッ ク評価成績を有し、かつ祖 母が検定成績証明済 (注7)
	第2部		12月以上14月未満	令和6年8月1日 ~ 令和6年9月30日	24		
	第3部		14月以上16月未満	令和6年6月1日 ~ 令和6年7月31日	24		
	第4部		16月以上18月未満	令和6年4月1日 ~ 令和6年5月31日	24		
	第5部		18月以上20月未満	令和6年2月1日 ~ 令和6年3月31日	24		
	第6部		20月以上22月未満	令和5年12月1日 ~ 令和6年1月31日	24		
経 産	第7部	Jサイア娘牛	36月未満	令和4年10月1日 以降	24	国 内 産	本牛が検定成績証明 申込中（又は証明済）
	第8部		28月未満 (2歳ジュニア)	令和5年6月1日 以降	22		
	第9部		28月以上32月未満 (2歳ミドル)	令和5年2月1日 ~ 令和5年5月31日	22		
	第10部		32月以上36月未満 (2歳シニア)	令和4年10月1日 ~ 令和5年1月31日	22		
	第11部	Jサイア娘牛	36月以上48月未満 (3歳)	令和3年10月1日 ~ 令和4年9月30日	24		
	第12部		36月以上42月未満 (3歳ジュニア)	令和4年4月1日 ~ 令和4年9月30日	22		
	第13部		42月以上48月未満 (3歳シニア)	令和3年10月1日 ~ 令和4年3月31日	22		
	第14部		4歳以上5歳未満	令和2年10月1日 ~ 令和3年9月30日	22		本牛が検定成績証明済
	第15部		5歳以上6歳未満	令和元年10月1日 ~ 令和2年9月30日	22		
	第16部		6歳以上	令和元年9月30日 以前	22		

[ジャージー種雌牛]

(注4)

未 経 産	第17部		10月以上16月未満	令和6年6月1日 ~ 令和6年11月30日	8	国 内 産	母牛が検定成績証明 申込中（又は証明済）
	第18部		16月以上22月未満	令和5年12月1日 ~ 令和6年5月31日	8		
経 産	第19部		36月未満	令和4年10月1日 以降	8		本牛が検定成績証明 申込中（又は証明済）
	第20部		36月以上	令和4年9月30日 以前	8		// (48月以上は検定 成績証明済)

注1. 出品区分の基礎となる年齢は、令和7年9月30日をもって算定する。

注2. 出品牛は国内産で血統登録牛(受精卵移植による生産牛は、登録時所有者が居住する都道府県を産地とする)。

注3. ホル種未経産牛は自県産で、経産牛は国内産とし、飼養期間は設けない。

注4. ジャ種未経産牛並びに経産牛は国内産とし、飼養期間は設けない。

注5. 出品者は、出品牛を所有する者又はその同一家族とする。

注6. 未経産牛で生後20月以上のものは、妊娠確実であること。180日以上で早流産したものは経産牛とみなす。

注7. 22月未満未経産牛は、母牛が検定成績証明申込中又は証明済みのもの。

ただし、母牛が未経産の場合は、出品牛がゲノミック評価成績を有し、かつ祖母が検定成績証明済みのもの。

注8. 輸入受精卵によって生産された出品牛の母牛の検定成績及びゲノミック評価成績は、当該外国登録団体が発行する証明書により判定する。

注9. Jサイア娘牛とは、わが国の後代検定事業に参加している種雄牛を父にもつものをいう。

(別 紙)

出品作法の遵守

制定 令和4年8月29日

改正 令和7年3月21日

1. 守るべき出品牛マナー

- 1) 牛体のいかなる部分でも、医療的整形をしてはならない。
- 2) 薬剤などを使用して不自然に活気づける、あるいは神経過敏を防ぐ、跛行を隠すなどの行為をしてはならない。
- 3) 牛体部分の凹みをたたいて盛り上げる、皮下に異物を挿入する、パウダーなどで外貌の輪郭を変えるなどの行為をしてはならない。
- 4) 不自然な方法で、乳房の形を調整したり、乳頭の形や方向を修正してはならない。
- 5) 色素などを利用して、牛体特に乳房の自然の色彩を変えてはならない。なお、乳房オイル、ジェル、艶出し等一切の使用を禁止する。
- 6) 過度の給水など人工的方法で腹部を膨らませてはならない。
- 7) 背線や尾根部などに過剰な体毛操作（つけ毛、植毛）を施してはならない。
- 8) 背線や尾根部の毛の長さは3 cmを超えてはならない。

2. 守るべき出品者（リードマン）マナー

- 1) 服装は、上下とも白色のものを着用し、牧場名等の文字を入れてはならない。
- 2) 品位ある態度で序列決定に従い、審査講評が終わるまで、みだりに出品牛を動かしてはならない。
- 3) 審査中に出品牛の間隔をみだりに空けたり、他の出品者の妨げとなる行為をしてはならない。
- 4) 産次及び分娩月日等を不正確に伝えてはならない。

3. 出品者への通知

守るべきマナーを、出品窓口団体の担当者を通じて事前に通知し、周知徹底を図る。

4. 監視員の設置

出品牛が適正な状況下で管理、準備され、公平な条件のもとで審査が行われるように事前確認を行うため、若干の監視員を置くこととし、主催者が任命する。

5. 出品牛の確認

過剰な準備を施していると認められる時は、直ちに行為の停止、若しくは人工的に加えられた異物等の排除と、獣医師による診療カルテ・診断書等の提出を求めることがある。

これらに従わない場合、若しくはその行為が悪質であると認められた時には、共進会への出品を拒否する。